

## 第 1 1 1 1 回教育委員会会議録

1 日 時 令和 2 年 3 月 2 3 日 ( 月 ) 午後 4 時 0 0 分～午後 5 時 4 0 分

2 場 所 教育委員会室

3 出席者 豊北教育長 西野委員 南部委員 山本委員 森下委員  
内田教育振興監 清川学校教育幹 星教育政策課長  
小林学校振興課長 油谷高校教育課長 鈴木課長 ( 高校学力向上 )  
山本義務教育課長 高橋生涯学習・文化財課長  
河瀬保健体育課長 坂本スポーツ課長

### 4 議 題

日程第 1 第 5 6 号議案 福井県教育振興基本計画の策定について

日程第 2 第 5 7 号議案 福井県スポーツ推進計画の改定について

日程第 3 第 5 8 号議案 第 3 次福井県子どもの読書活動推進計画の策定について

日程第 4 第 5 9 号議案 福井県文化財保存活用大綱の策定について

日程第 5 第 6 0 号議案 福井県奨学育英基金管理規則の一部改正について

日程第 6 第 6 1 号議案 懲戒処分の指針の一部改正について

日程第 7 第 6 2 号議案 福井県学校業務改善方針の改訂について

日程第 8 第 6 3 号議案 福井県文化財保護審議会委員の任命について

日程第 9 第 6 4 号議案 福井県銃砲刀剣類登録審査員の任命について

日程第 10 第 6 5 号議案 令和 2 年 4 月 1 日付け教育庁および学校以外の教育機関の管理職  
の人事異動について

日程第 11 第 6 6 号議案 福井県教育委員会行政組織規則等の一部改正について

日程第 12 第 6 7 号議案 教職員の懲戒処分について

日程第 13 第 6 8 号議案 教職員の懲戒処分について

### 5 審議事項

( 1 ) 開会宣告 午後 4 時 0 0 分

( 2 ) 会議録署名人の指名 南部委員 山本委員

(3) 議事要録

教育長 本日の日程第8 第63号議案から日程第13 第68号議案、協議報告事項の1から4については、事務執行上、公開が適当でないことから、非公開とする旨発議。

—————当該議案を非公開と決する—————

教育長 日程第1、第56号議案を議題

教育政策課長 資料に基づき説明

森下委員 令和2年度に現場に説明する機会はあるのか。

教育政策課長 様々な機会を通して、学校の先生方や市町の教育委員会に伝えていきたい。4月以降の市町教育長会議や県立校長会を活用するとともに、各課の研修や連絡会でも基本計画の抜粋版を配布する。

教育長 各学校に1冊ずつ配布していくが、それぞれの学校が抱えている課題を改善していくために、この計画をどう活用していくかが大切である。これまでも市町教育長会議や県立学校長会で何度も議題にかけており、具体的な施策についても市町教育長会議や県立学校長会を出していく。

教育長 第56号議案について、原案に対する異議の有無を確認

—————原案どおり可決—————

教育長 日程第2、第57号議案を議題

スポーツ課長 資料に基づき説明

南部委員 パブリックコメントでは、どんな意見があったのか。

スポーツ課長 計画の推進にあたって関係者や関係団体の意見を十分に取り入れて進めてほしい、トップチームなどの応援の盛り上げでスポーツ全体を盛り上げてほしい、競技的なスポーツだけでなくレクリエーション的なスポーツについても充実を図ってほしいなどのご意見があった。パブリックコメントでの意見は、本日スポーツ課のホームページに掲載する。

西野委員 小中学生や高校生、社会人でスポーツに携わっている方だけでなく、県民全体がこの計画や資料を見る機会はあるのか。

スポーツ課長 ホームページ上への掲載だけでなく、計画の冊子を印刷して各市町を通じて伝わるようにする。

西野委員 ライフステージに応じたスポーツ活動やユニバーサルスポーツ、スポーツボランティアなど、県民全体に関係する内容も含まれているので、より広く県民の目に触れるような機会があると良い。

教育長 各スポーツ団体や障がい者スポーツ団体にも伝わるようにしている。

森下委員 オリンピック、パラリンピックに向けて、キャンプ誘致は計画的に進んでいるのか。

スポーツ課長 キャンプ誘致については、福井市がスロベニアと話を進めており、パラリンピック水泳競技のキャンプを実施することが決定している。また、鯖江市で中国の体操の事前合宿を行う予定であったが、コロナウイルス感染拡大の影響で中止となった。

教育長 第57号議案について、原案に対する異議の有無を確認

—————原案どおり可決—————

教育長 日程第3、第58号議案を議題

生涯学習・文化財課長 資料に基づき説明

山本委員 年度ごとの進捗状況の確認は、どういう形で実施されるのか。

生涯学習・文化財課長 この計画を策定した子どもの読書活動推進会議は、毎年開催されており、今後その場で各図書館や学校での取り組みや現状を報告してもらおうと考えている。また、教育委員会でも報告させていただく。

教育長 第58号議案について、原案に対する異議の有無を確認

—————原案どおり可決—————

教育長 日程第4、第59号議案を議題

生涯学習・文化財課長 資料に基づき説明

南部委員 文化財保護に携わる人が少ないという話だが、実際には何人ぐらいいるのか。

生涯学習・文化財課長 県の文化財専門職員は63名、市町は68名となっているが、68名のうち文化財保護行政を担当しているのは40名である。分野別で見ると、県も市町も考古学関係の専門職員は多いのだが、美術工芸分野が手薄になってきており、人材確保について考えていく必要がある。

南部委員 どのように人材確保を進めていくのか。

生涯学習・文化財課長 市町単位で公募をかけてもなかなか応募は難しい状況である。年間を通じての仕事があれば採用もしやすいのだが、単発的となると採用しにくい面もある。県で採用して、短期間派遣することも検討していく必要がある。

西野委員 保存修繕の負担が大き過ぎるという要望は多いのか。

生涯学習・文化財課長 件数としては、それほど多くはない。今の国庫補助制度は、基本は国が2分の1を持ち、残りの2分の1については県と市町と所有者で3分の1ずつを持ち、実質は6分の1の負担になる。ただし、所有者の財政状況に応じて最大で国庫は85%まで出るという制度になっている。全体の5%が所有者の負担となり、確保できないという件数は少ないのだが、建造物の修繕となると億単位の費用になるので、そういう声も出てくる場合もある。

西野委員 大雨や台風などの自然災害によって、耐久性のない建造物などは大きな被害を受けることもあると思うが、その際の修繕費用などの相談窓口は市町になるのか。

生涯学習・文化財課長 相談窓口は市町になる。その上で市町と県で相談をして、文化庁にも相談することになる。

教育長 第59号議案について、原案に対する異議の有無を確認

————原案どおり可決————

教育長 日程第5、第60号議案を議題

教育政策課長 資料に基づき説明

教育長 第60号議案について、原案に対する異議の有無を確認

————原案どおり可決————

教育長 日程第6、第61号議案を議題

教育政策課長 資料に基づき説明

南部委員 原則としてというのは、どういう意味があるのか。

教育政策課長 10数年前に作られた指針なので、確かな経緯は残っていないが、こういった事案には、個々の事案ごとに様々な背景や事情があると思うので、少し柔軟に対応できるよう原則としての文言が付けられたと考えられる。

南部委員 (イ)については、原則として停職とする、という文言が残っているが、何か意味があるのか。

教育政策課長 これも基本的には、事案に応じた処分ができるように幅を持たせたという主旨だと思う。(イ)については、セクシャルハラスメントに対する処分量定を記載したものであるが、特に改正は行ってはいないので、引き続き原則停職ということで、事案に応じた処分を行っていかうと考えている。また、わいせつ行為については、原則としてという文言は取るよう文科省から言われた。

教育長 第61号議案について、原案に対する異議の有無を確認

—————原案どおり可決—————

教育長 日程第7、第62号議案を議題

学校振興課長 資料に基づき説明

南部委員 実際に学校は変形労働時間制をどのように導入するのか。

教育長 変形労働時間制を入れる前提として、月45時間を守らなければならないと国は示している。しかし、部活動のある学校に守らせることはとても難しいので、特別支援学校と定時制や一部の高校だけではないかと考えている。こういった状況の中で、変形労働時間制を導入することはなかなか難しい。部活動を学校教育の一環として扱うのか、学校業務から外して地域で担っていくのか、部活動の在り方について国がはっきり示さないと月80時間は達成できると思うが45時間をゼロにすることは難しい。変形労働時間制は令和3年度からなので、これから条例改正や規則改正をしていかなければならない。変形労働時間を導入できる教員にとっては良い制度だと思うが、学校全体で取り入れようとする今のままでは偏りが出てくるであろう。

また、今回方針の改訂を行ったのは、これまで県が業務改善として取り組んできたことを盛り込み、できるだけ最新の内容にしたかったからである。来年以降も新しい取り組みを入れながら内容の更新を図っていく。各市町には、これを目安にして市町の業務改善方針を作成してもらうよう市町教育長会議の際に改定案を提示した。

山本委員 80時間以上の教員をゼロにすることはできると考えているのか。

教育長 市町教育長会議で市町の教育長には、まずその目標を達成しようということを伝えている。これまでの取り組みで80時間を超える人は特定化してきているので、学校の中でどう平準化していくかなど、そういう取り組みが必要だということを各学校で認識してもらいたい。

山本委員 学校現場には、月70時間は切れないとか60時間は切れないなどのボーダーラインみたいな数字はあるのか。

- 教育長 今までは80時間超までしか調べていなかったが、来年度からは45時間超についても調べる必要があり、そのための新しいシステムの導入なども考えている。
- 山本委員 80時間から45時間になると35時間分の大きな差があるので、その中に大勢の先生方が入ってくると思われる。
- 教育長 平成30年の秋の調査では、部活動だけで約30時間の調査結果も出ており、それだけでも45時間と30時間で75時間になってしまう。
- 西野委員 部活動の在り方をはっきり示してもらわないと、時間だけを調整しても現場に負担が出てくる。
- 山本委員 スポーツの特別推薦などで高校に入学した生徒にとって、部活動とスポーツの時間が必要になってくると思うが、勤務時間を守るために教員は部活動に関わらずに民間の人に見てもらおうことになるのか。
- 教育長 スポーツを重視したカリキュラムになるので、授業の中でスポーツをやることになっており、部活動とは別の扱いになる。
- 南部委員 担当する先生を増員すれば、平準化できるのではないか。
- 学校教育幹 そういう考え方もあるが、強い部活動になると特定の先生でないと駄目ということもあるので、なかなか簡単にはいかない。
- 森下委員 部活動の数を減らしていると思うが、実現するのは2、3年後のことなのか。
- 学校振興課長 現段階でもかなり進んでおり、今年度中に今後の計画を策定した上で、部活動数を教員数の半分にしようとする動きは確実に進んでいる。
- 教育長 部活動数が半分になれば、正顧問と副顧問を置くことができ負担も少なくなる。ただし、熱心な指導でのめり込んでしまう先生もいるので、個々の超勤の理由について各学校で押さえてもらい、時間を超えないように学校で意識をもってもらおうと考えている。
- 西野委員 方針の中に、在校等時間が一定時間を超えた教職員に医師による面接指導を実施することとあるが、これはメンタルケアも含めてのことなのか。
- 学校振興課長 メンタルケアも含めて、心身両方の意味あいがある。ただし、先生方に受診を勧めてもなかなか行かない人が多い。
- 山本委員 学校現場では、有給休暇の取得日数に関する取り決めはあるのか。
- 学校振興課長 方針の中で、年次休暇平均取得日数を年間11日以上とされており、この目標についてはほしい達成されている。

教育長 第62号議案について、原案に対する異議の有無を確認

—————原案どおり可決—————

◎協議・報告事項

- (1) 県立高等学校における主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数等について
- (2) 国公立大学入試の結果について
- (3) 令和2年2月県議会質疑について
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策について

教育長 日程第8、第63号議案を議題

生涯学習・文化財課長 資料に基づき説明

教育長 第63号議案について、原案に対する異議の有無を確認

—————原案どおり可決—————

教育長 日程第9、第64号議案を議題

生涯学習・文化財課長 資料に基づき説明

教育長 第64号議案について、原案に対する異議の有無を確認

—————原案どおり可決—————

教育長 日程第10、第65号議案を議題

教育政策課長 資料に基づき説明

教育長 第65号議案について、原案に対する異議の有無を確認

—————原案どおり可決—————

教育長 日程第 1 1、第 6 6 号議案を議題

教育政策課長 資料に基づき説明

教育長 第 6 6 号議案について、原案に対する異議の有無を確認

—————原案どおり可決—————

教育長 日程第 1 2、第 6 7 号議案を議題

教育政策課長 資料に基づき説明

教育長 第 6 7 号議案について、原案に対する異議の有無を確認

—————原案どおり可決—————

教育長 日程第 1 3、第 6 8 号議案を議題

教育政策課長 資料に基づき説明

教育長 第 6 8 号議案について、原案に対する異議の有無を確認

—————承認する—————

教育長 本日の会議の終了を宣言

6 閉会宣言 午後 5 時 4 0 分